

発議第1号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和6年3月26日提出

提出者 高山市議会議員 石原正裕

賛成者 高山市議会議員 上嶋希代子  
松山篤夫  
倉田博之  
中箴博之  
伊東寿充  
水野千恵子  
丸山純平

提案理由

高山市行政組織条例の一部改正に伴い改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 福祉文教委員会 8人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>福祉部</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>市民保健部</u>の所管に関する事項</p> <p>エ 支所の市民活動部、<u>福祉部</u>及び<u>市民保健部</u>関係の所管に関する事項</p> <p>オ（略）</p> <p>(3)（略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 福祉文教委員会 8人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>市民福祉部</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>こども未来部</u>の所管に関する事項</p> <p>エ <u>医療保健部</u>の所管に関する事項</p> <p>オ 支所の市民活動部、<u>市民福祉部</u>、<u>こども未来部</u>及び<u>医療保健部</u>関係の所管に関する事項</p> <p>カ（略）</p> <p>(3)（略）</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。